



平成 25 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名	株式会社クロニクル
代 表 者 名	代表取締役社長 堀 達 夫 (JASDAQ・コード 9822)
問合せ先役職・氏 名	常務取締役経営企画本部長 久保田 峰夫
電 話	03-5771-1200 (代 表)

平成 25 年 9 月期第 1 四半期報告書提出遅延および 当社株式の監理銘柄(確認中)指定の見込みに関するお知らせ

当社は平成 25 年 9 月期第 1 四半期報告書について、金融商品取引法に基づく法定提出期限である平成 25 年 2 月 14 日までに提出できない見込みとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 平成 25 年 9 月期第 1 四半期報告書の提出遅延理由

当社は、平成 25 年 1 月 25 日付「第三者調査委員会設置のお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社の過去の決算において、一部の会計処理の訂正を要する可能性のある事象が判明いたしましたことにつき、調査委員会を設置し、平成 25 年 1 月 5 日付「第三者調査委員会の委員選任に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、委員の構成を、平成 22 年 7 月 15 日付日本弁護士連合会策定の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」(平成 22 年 12 月 17 日改訂)に沿って選定を行った上で、過去の会計処理の内容およびその根拠となる取引の状況等につき、徹底した調査を行っております。

当社は、平成 25 年 3 月中旬に受領することを見込んでいる調査委員会の中間の調査報告書を踏まえ、平成 25 年 9 月期第 1 四半期報告書の適正性を確認し、会計監査人から四半期レビュー報告書を受領する予定であります。

したがって、相応の時間を要することから、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項に定める提出期限(平成 25 年 2 月 14 日)までに平成 25 年 9 月期第 1 四半期報告書を提出できない見込みとなりました。

また、平成 25 年 9 月期第 1 四半期決算短信につきましても上記の理由により、平成 25 年 2 月 14 日までに開示できない見込みとなりました。

2. 監理銘柄(確認中)への指定見込みについて

大阪証券取引所の監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第 7 条第 1 号の 2a (I)イにより、金融商品取引法に定める提出期限(平成 25 年 2 月 14 日)までに四半期報告書を提出できる見込みがない旨を開示した場合は、当該銘柄を監理銘柄(確認中)に指定することとされております。したがって、大阪証券取引所より投資家の皆様の注意を喚起するため、当社株式は監理銘柄(確

認中)に指定される見込みであります。

3. 今後の見通し

調査委員会による中間の調査報告書を受領次第、平成 25 年 3 月 14 日までに平成 25 年 9 月期第 1 四半期報告書を提出する所存であります。また、平成 25 年 9 月期第 1 四半期決算短信につきましても、平成 25 年 3 月 14 日までに開示する所存であります。

なお、調査委員会による調査の詳細については、本日別途開示しております「第三者調査委員会の調査の詳細に関するお知らせ」をご参照下さい。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上